

議案第 4 7 号

城陽市老人医療費の支給に関する条例及び城陽市福祉医療
費の支給に関する条例の一部改正について

城陽市老人医療費の支給に関する条例及び城陽市福祉医療費の支給に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議
決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出
(2026年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市老人医療費の支給に関する条例及び城陽市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(城陽市老人医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 城陽市老人医療費の支給に関する条例（昭和47年城陽市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(審査支払事務の委託) 第5条 市長は、前条第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会及び、その他規則に定めるもの</u>に委託することができる。	(審査支払事務の委託) 第5条 市長は、前条第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会</u>に委託することができる。

(城陽市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 城陽市福祉医療費の支給に関する条例（昭和50年城陽市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(審査支払事務の委託) 第10条 市長は、第7条の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会</u>に委託することができる。	(審査支払事務の委託) 第10条 市長は、第7条の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会</u>に委託することができる。

附 則

この条例は、令和8年（2026年）10月1日から施行する。

提案理由

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）の一部が改正されたことに伴い、「社会保険診療報酬支払基金」の法人名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める等の改正を行いたいの
で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条
第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略